

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X : 06-6131-4933 Email : 「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【1月は「失業保険（以下、雇用保険の基本手当のことをいいます）」について】

失業保険に関する相談は多いです。
今回はよくある質問をご紹介します。

★社員が辞めますが、失業保険はもらえますか？

（1）「正当な理由なし」の場合

「転職や起業」を目的とした自発的な離職のこと

【受給条件】

1. 離職日以前の2年間に、被保険者期間が1年以上あること
2. 待期期間7日間満了後、さらに3カ月の給付制限期間がある

（2）「正当な理由あり」の場合

労働できないなんらかの事情により、自ら離職する場合です。

「配偶者の転勤に同行するため離職」「家族の介護のために離職」「傷病による就業困難で離職した場合」

【受給条件】

- ・離職日以前の1年間に、被保険者期間が6カ月以上あれば受給条件を満たす
- ・7日間の待期期間が完成すれば、直ちに基本手当の支給を開始

（3）その他の場合

「定年」「更新予定のない有期雇用契約の満了」「あらかじめ合意されていた事由により離職した場合」

【受給条件】

- ・離職日以前の2年間に、被保険者期間が1年以上あること
- ・7日間の待期期間が完成すれば、直ちに開始

★いくらもらえますか？

失業保険の受給額＝基本手当日額×所定給付日数』

（1）基本手当日額とは

一日当たりの受給額のこと、賃金日額（退職前6カ月の賃金合計÷180）に、「給付率」という係数をかけて算出します。・賃金日額には年齢に応じた下限額と上限額があります。

（2）所定給付日数とは

受給できる日数のこと、年齢や退職理由などの条件に応じて決まります。

最近では「その他の場合」に該当することが多く、その場合、ハローワークから会社に確認の電話があります。



【編集後記 森啓治郎】

ホーチミンのオフィス賃料の地下相場



↑今までの中心地「ビテスコタワー周辺」



↑今後の中心「ホーチミン2区周辺」

ホーチミンのオフィス賃貸の地価相場は、大阪より高いです。

場所にもよりますが10坪ほどでしたら以下です

大阪：約10万円～15万円

ホーチミン：約15万円～20万円

場所と築年数によって左右するようです。

上記の違いは、やはり競争力だと思います。

大阪の場合は、ほぼ日本企業が対象です。

しかし、ホーチミンの場合は「韓国企業」「中国企業」そして「日本企業」が対象になります。

現在ホーチミン商工会議所の日本企業登録企業数だけでも、最近数字年間は、毎年100社ほど増加しており、もうすぐ1000社を超える勢いです。

毎年経済成長率約6%ですから、当然かも知れません。

ところで、ベトナムの地価上昇のポイントは何でしょうか？

今回のホーチミンの場合は、主に以下です。

①鉄道などのインフラ

②その場所の将来性

特に②の将来性は、今後まだまだ発展するか？また、政府が後押しするか？などがポイントになると思います。

最近関西では「西宮」の地価が上昇しています。

また慢性的な人手不足のため、建設コストの上昇も大きな要因です。

「情報」については、常にリフレッシュして、今までの常識にこだわらない姿勢も大事ですね。

年末年始になりましたが、読者の皆様の新年のご多幸をお祈りしております。

2019年もよろしくお願いいたします。

大阪ホーチミン社労士事務所本店

代表社労士 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」